

建設工事における前金払の使用範囲の拡大について

平成29年4月17日

国が、前金払の早期支払を通じた早期の事業進捗や経済波及効果の発現を図る観点から、時限的な特例措置として、公共工事の代価の前金払をなすことができる範囲を拡大しています。これに伴い、平成29年度に本市が発注する建設工事においても、下記のとおり前金払の使途を拡大します。

1 見直し内容

前金払の使途について、次のとおり見直しを行います。

見直し内容	現行
材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費	材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、 <u>労働者災害補償保険料及び保証料</u> に相当する額として必要な経費

(注1) 中間前払金を除きます。

(注2) 現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）に充てられる前払金の額の上限は、前払金額の100分の25とします。

2 契約に関する具体的な取扱いについて

(1) 契約方法

年度ごとの時限的な特例措置であるため、条文の改正ではなく、第36条の特約条項を契約書に添付し契約を締結します。

(2) 具体的な取扱い

平成29年4月1日以降の契約については、全ての建設工事の契約に際し、特約条項を工事請負契約書の最終頁に添付して契約します。

(3) 特約条項の内容

特約条項の内容は、下記のとおりです。

【特約条項】

約款第 36 条に、次のただし書きを加える。

ただし、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成 30 年 3 月 31 日までに払出しが行われるものについては、前払金の 100 分の 25 を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

(参考)

(前払金の使用等)

第 36 条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。